四　自衛隊法第四十一条の二第一項又は第四十五条の二第一項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた官署に在勤する職員で、当該該当することとなつた日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した職員　当該異動した日に特地官署又は準特地官署に該当していたものとした場合に前項の規定により支給されることとなる額

五　自衛隊法第四十一条の二第一項又は第四十五条の二第一項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなる職員　当該特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備した日に特地官署又は準特地官署に該当していたものとした場合に前項の規定により支給されることとなる額

六　前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として防衛大臣が認めるもの　別に防衛大臣が定める額

第十条の四第一項中「自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令の規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」を「正規の勤務時間」に改める。

第十一条の二第一項中「第十九条の三第三項第一号」を「第十九条の三第三項」に改め、同条第三項中「第十九条の三第三項第二号」を「第十九条の三第三項第二号イ」に改め、同項各号を次のように改める。

一　前項第一号に掲げる職員　六千円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、五千五百円）

二　前項第二号に掲げる職員　五千円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、四千五百円）

三　前項第三号に掲げる職員　四千三百円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、三千八百円）

四　前項第四号に掲げる職員　三千五百円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、三千円）

五　前項第五号に掲げる職員　三千円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、二千五百円）

第二十四条第一号中「第一号」を「第三号」に、「に限る」を「を除く」に改め、同条第五号中「百分の百（」を「百分の百二・五（」に、「百分の百五」を「百分の百五（その者が退職の日の前日において同項に規定する自衛官に該当するときは、百分の百七・五）」を「百分の百七・五」に改める。

附則第十八項の表第二十四条の項中「

百分の百（	防衛省令で定める率（

」を「

百分の百	防衛省令で定める率
百分の百	防衛省令で定める率

」に改める。

附則に次の一項を加える。

20　当分の間、法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の四第一項の規定による初任給調整手当の支給に関する第八条の五第一項第三号から第五号までに規定する地域及び地域手当の級地の適用については、一般職に属する国家公務員の例による。

別表第一及び別表第一の二を次のように改める。

別表第一（第六条の六関係）

イ　自衛隊教官俸給表の適用を受ける職員の昇格後の職務の級における号俸

昇格をした日の前日に受けていた号俸 ＼ 職務の級	2級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1